

(記載例)

実質的支配者情報一覧の写し再交付申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

※下記太線の枠内のみ記載してください。

申出年月日	令和4年2月10日①	実質的支配者情報番号	-	-
会社法人等番号	0800-01-123456②			
商号	法務電気機器株式会社			
本店	静岡市葵区追手町9番50号			
申出人の表示	住所 静岡市葵区追手町9番50号③ 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 054 -XXXX -XXXX			登記所提出印 
	④			
代理人の表示	住所 静岡市葵区追手町9番50号 氏名 法務花子 連絡先 054 -XXXX -XXXX ⑤			
必要な写しの通数・交付枚数	1 通 ( <input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送 )⑥ 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。			
	<p>※1 次の①又は②のいずれかに該当する場合には、窓口で受け取ることができます。</p> <p>① 申出書に記載されている申出をした株式会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出をした株式会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)が添付されている。</p> <p>② 申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出をした株式会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている。</p> <p>※2 郵送の場合、※1の①又は②のいずれかに該当するときは、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付し、いずれにも該当しないときは、会社宛てに送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。</p>			
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他( )⑦			
<p>上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの再交付を申出します。</p> <p>申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。⑧</p> <p>(申出会社の本店所在地を管轄する登記所) 静岡地方法務局 宛て</p>				

①提出日を記載  
郵送の場合は法務局が受領した日

②登記事項証明書に記載されている12桁の数字

③代表者個人の住所を記載  
④登記所提出印を押印、押印がない場合には申出人の本人確認書類添付(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)

⑤代理人による申出の場合に記載、委任状を添付、委任状に登記所提出印の押印がない場合には申出人の本人確認書類添付(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)

⑥必要枚数を記載  
希望する受け取り方法に  
  
希望する郵送先は制限があるので注意(※2参照)

※会社の本店所在地に送付を希望する場合は、上記④、⑤登記所提出印、本人確認書類添付不要

⑦利用目的に その他の場合には、必ず目的を記載

⑧実質的支配者情報一覧(写し)の保管期間は申出日から1か月なので、注意

受領	確認 1	スキャナ・登録	確認 2	交付 (受領確認)	受領確認方法
交付方法	<input type="checkbox"/> 交付窓口 送付 ( <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 申出人の住所 代理人の住所 )				

登記所提出印

※ 申出書の内容に不備があった場合(軽微なものを除く)には、補完してもらうか、補完できないときは返却します。

※ 再交付の対象となる実質的支配者情報一覧に記載されている商号、本店の所在場所又は作成者である申出会社の代表者として記名された者について、変更等の登記がされたことにより、登記簿の記録と一致していないときは、再交付の申出には応じられません。